

平成 23 年 1 2 月 1 6 日
関東東北産業保安監督部東北支部

電気保安法人の不適切な保安管理業務に係る嚴重注意について

関東東北産業保安監督部東北支部（以下、「当支部」という。）は、財団法人東北電気保安協会（以下、「同協会」という。）が受託する事業場において、不適切な保安管理業務があったことを確認しました。

このため、当支部は同協会及び同協会の保安業務担当者に対し嚴重に注意するとともに、同協会に再発防止策を作成し報告するよう文書により指示しました。

1. 当支部は、当支部の調査及び同協会からの報告により、同協会が電気事業法施行規則第 5 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づいて保安業務担当者と定めた者が自ら点検を実施せず、部下にその業務を行わせていたこと。また、その報告書に自ら点検していたように記載をさせていたことを確認しました。
2. このことは、同協会及び保安業務担当者が電気事業法施行規則第 5 3 条第 3 項に規定する「職務誠実義務」に違反するものであり、同協会の保安管理業務を遂行するための体制が十分ではなかったと当支部は判断しました。
3. このため、当支部は同協会及び当該保安業務担当者に対し嚴重に注意するとともに、同協会に再発防止策を作成し報告するよう文書により指示しました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課

担当者：三浦、鈴木

電話：022-263-1111（内線 5024）